

平成26年度指名停止措置状況

| No. | 指名停止業者名 | 所在地 | 指名停止の期間 | | 指名停止の理由 |
|-----|-----------------------|-------------------|------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 開始日 | 期間 | |
| 1 | (株)綜企画設計 名古屋支店 | 名古屋市東区葵2-3-15 | 平成26年4月11日 | 3か月 | 該当者が管理する建築士が、建築基準法に違反する設計を行ったとして、平成26年3月10日、大阪府知事から建築士法に基づく処分(建築士事務所の閉鎖3月)を受けたもの。 |
| 2 | メタウォーター(株) 営業本部中日本営業部 | 名古屋市瑞穂区須田町2-56 | 平成26年5月13日 | 6週間 | 尾張建設事務所発注の工事において、安全管理措置が不適切であったため、平成26年4月8日に作業員が全治約3ヶ月の負傷をしたもの。 |
| 3 | (株)アクト | 小牧市大字大山字苗田946-1 | 平成26年5月13日 | 6週間 | 尾張建設事務所発注の工事において、安全管理措置が不適切であったため、平成26年4月8日に作業員が全治約3ヶ月の負傷をしたもの。 |
| 4 | 日通商事(株) 名古屋支店 | 名古屋市中村区名駅南4-12-17 | 平成26年7月9日 | 18か月 (※12か月) | 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート及び段ボールケースの製造業者について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反により、平成26年6月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。 |
| 5 | (株)魚国総本社 名古屋本部 | 刈谷市東新町5-118 | 平成26年7月9日 | 6か月 | 該当者が運営する給食施設において食中毒を発生させ、食品衛生法に違反したとして、平成26年6月15日に草津市保健所から、当該施設の営業停止処分を受けたもの。 |

※ 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領改正(平成27年2月1日施行)による指名停止期間変更後の期間

平成26年度指名停止措置状況

| No. | 指名停止業者名 | 所在地 | 指名停止の期間 | | 指名停止の理由 |
|-----|--------------|-----------------|------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 開始日 | 期間 | |
| 6 | 鹿島道路(株) 中部支店 | 名古屋市中区錦2-10-13 | 平成26年7月9日 | 4か月 | 該当者及びその広島営業所の元所長が、社員に対し労使間で定めた協定の限度時間を超える時間外労働を行わせたとして、平成25年12月24日に広島簡易裁判所から労働基準法違反による罰金の略式命令を受け、また平成26年6月9日に国土交通省関東地方整備局から営業停止処分を受けたもの。 |
| 7 | (株)大本組 名古屋支店 | 名古屋市千種区池下1-10-8 | 平成26年7月9日 | 4か月 | 岡山県内における民間発注工事において、作業員が負傷する事故を起こした際に、労働安全衛生法に基づく計画の変更を行わなかったとして、該当者及び該当者の使用人が、同法違反の罪で岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。 |
| 8 | まるひ建設(株) | 西尾市丁田町五助52-1 | 平成26年7月9日 | 6週間 | 西三河建設事務所発注の工事において、安全管理措置が不適切であったため、平成26年5月16日に作業員が全治約4週間の負傷をしたもの。 |
| 9 | 三栄工業(株) | 豊田市高岡町東浦10 | 平成26年7月29日 | 4か月 | 豊田市発注の工事において、当該工事現場において使用される主要な機械、整備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画の作成を怠り、労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったとして、該当者及び該当者の使用人が、労働安全衛生法違反の罪で、平成26年2月7日に岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。 |

※ 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領改正(平成27年2月1日施行)による指名停止期間変更後の期間

平成26年度指名停止措置状況

| No. | 指名停止業者名 | 所在地 | 指名停止の期間 | | 指名停止の理由 |
|-----|--------------------|-----------------|-------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 開始日 | 期間 | |
| 10 | 米沢電気工事(株) 名古屋支店 | 名古屋市中村区鴨付町2-4 | 平成26年8月30日 | 4か月 | 石川県内の電線撤去工事で発生した事故について、虚偽の労働者死傷病報告書を金沢労働基準監督署に提出したとして、平成26年7月14日、金沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受けたもの。 |
| 11 | 日本交通技術(株) 名古屋支店 | 名古屋市中村区椿町14-13 | 平成26年8月30日 | 4か月 | 政府開発援助(ODA)事業に伴う海外事業において海外公務員に対し利益供与を行ったとして、平成26年7月10日に東京地方裁判所から不正競争防止法違反(外国公務員への贈賄)により該当者の役員等が起訴されたもの。 |
| 12 | (株)安藤・間 名古屋支店 | 名古屋市中区丸の内1-8-20 | 平成26年8月30日 | 4か月 | 静岡県職員が、収賄等により静岡地方裁判所に起訴された件について、初公判(平成26年7月29日)が開かれ、該当者の使用人が同職員に対して贈賄行為を行ったことが明らかになったもの。 |
| 13 | 名星ディストラクト(株) 名古屋支店 | 名古屋市中村区二瀬町89 | 平成26年8月30日 | 3か月 | 東京都内で施工した工事において、施工体系図に虚偽の記載をしたことにより、平成26年8月5日、中部地方整備局長から、建設業法に基づく営業停止処分を受けたもの。 |
| 14 | 石黒建設(株) 名古屋支店 | 名古屋市中村区椿町17-16 | 平成26年10月21日 | 4か月 | 該当者が、特定JVの代表会社として作業していた福井県敦賀市内の工事において、平成25年4月20日、労働災害事故を発生させたとして、平成26年1月14日、労働安全衛生法違反により福井簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。 |

※ 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領改正(平成27年2月1日施行)による指名停止期間変更後の期間

平成26年度指名停止措置状況

| No. | 指名停止業者名 | 所在地 | 指名停止の期間 | | 指名停止の理由 |
|-----|-----------------|------------------|-------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 開始日 | 期間 | |
| 15 | (株)イワフジ | 豊田市保見町東古城141-1 | 平成26年11月1日 | 4か月 | 該当者の営業所敷地内において、平成26年2月14日、労働災害事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したものの。 |
| 16 | (株)モリタ 名古屋支店 | 名古屋市東区矢田南1丁目2番8号 | 平成26年11月20日 | 18か月 (※12か月) | 兵庫県丹波市発注の消防車の入札において、使用人が、公契約関係競売入札妨害の疑いで平成26年10月28日に兵庫県警に逮捕されたことによる。 |
| 17 | (株)玉名建設 | 春日井市神領町3-1-22 | 平成26年12月26日 | 2か月 (※1か月) | 本市発注の上水道配水管布設工事(東神明町)の建設現場において安全管理の措置が不適切であったため、平成26年12月6日に作業員が全治約2ヶ月の負傷をしたもの。 |
| 18 | 東亜建設工業(株) 名古屋支店 | 名古屋市中区錦3-4-6 | 平成27年2月7日 | 1か月 | 広島県呉市内の民間発注工事で、工事関係者が死亡した事故について、該当者及び該当者の使用人が、平成26年12月1日、労働安全衛生法違反の罪で呉簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。 |
| 19 | 鹿島建設(株) 中部支店 | 名古屋市中区新栄町2-14 | 平成27年2月18日 | 1か月 | 岡山県倉敷市における海底シールドトンネルの工事中に作業員5人が死亡した事故について、該当者及び該当者の使用人が、平成27年1月19日、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴されたもの。 |

※ 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領改正(平成27年2月1日施行)による指名停止期間変更後の期間